

地方創生関係交付金事業における 重要業績評価指数（KPI）の達成状況の検証

資料No. 1 - 5

地方創生関係交付金事業計画作成

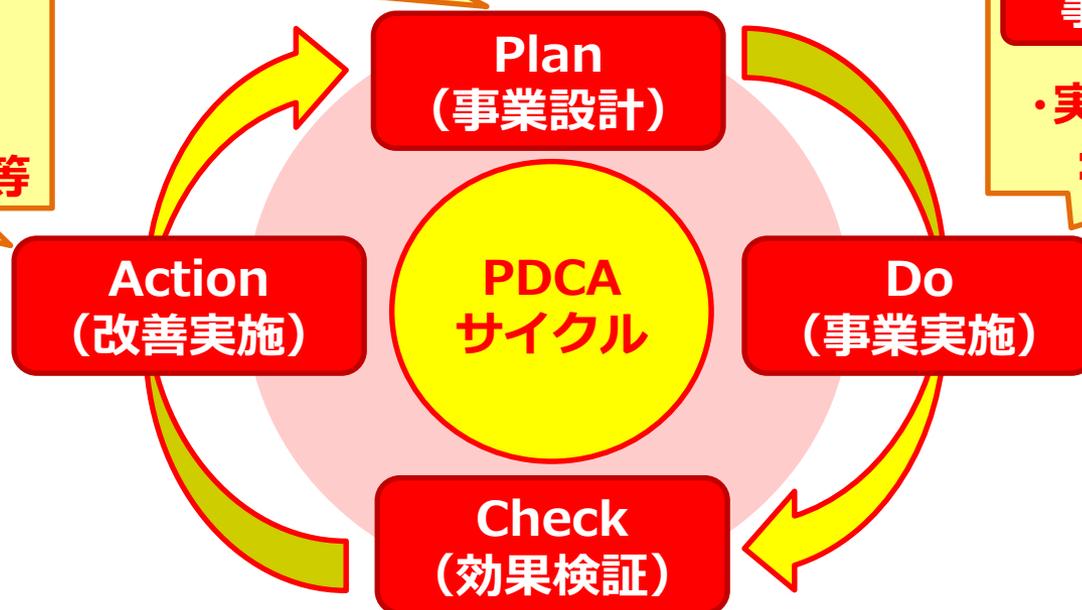
・作成者：三条市総務部政策推進課

事業の改善

・実施主体
：三条市関係課等

事業の実施

・実施主体
：三条市関係課等



効果検証体制等

- ・検証主体：地区協議会
- ・検証時期：毎年度開催される地区協議会時
- ・検証方法：重要業績評価指数（KPI）【行政評価における事後評価結果】の検証

地方創生推進交付金

【制度趣旨】

本交付金は、地方公共団体が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた地方創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

【制度概要】

次の各事業タイプに該当する事業から取り組む事業を選択（1市町村当たり原則3事業まで※）し、対象事業に係る地域再生計画及び当該交付金実施計画（複数年度の事業も可）を作成した上で内閣総理大臣の認定を受けることで交付金が交付される。

（※広域連携事業を実施する場合は4事業まで）

事業タイプ	対象事業	事業認定期間	単年度当たりの交付上限額 （1事業当たり）
先駆タイプ	官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業	5年以内	交付額1億円 （事業費2億円）
横展開タイプ	先駆的・優良事例の横展開を図る事業	3年以内	交付額2,500万円 （事業費5,000万円）
隘路打開タイプ	既存事業の隘路を発見し、打開する事業	3年以内	交付額2,500万円 （事業費5,000万円）

【申請に関する留意事項】

- 1 対象となる事業は、平成29年度当初予算計上事業又は計画認定までに予算計上された事業
- 2 本交付金以外の国の補助金又は給付金を受ける事業については交付対象外
- 3 交付対象となるハード事業については原則として、**全体事業費の50%未満**（対 全事業認定期間）

三条市の交付対象事業

事業名	事業タイプ	事業年度	平成29年度 事業費（実績）	平成29年度 交付額（実績）
中越文化・観光産業支援機構 による歴史資源・行政視察を 活用した広域観光	先駆タイプ （長岡市主導広域 連携事業）	H28 ～ H32	1億8,888万5,629円	9,444万2,814円
ものづくり産業の価格決定力 確保事業	横展開タイプ （三条市単独事業）	H28 ～ H30	4,075万2,937円	2,037万6,468円
2020年東京リニック・パリン ピックを活用した地域活性化推進 首長連合 新虎通り活用事業	横展開タイプ （三条市主導広域 連携事業）	H29 ～ H31	8,226万6,000円	4,113万3,000円
合計			3億1,190万4,566円	1億5,595万2,282円

事業内容

事業名	事業タイプ	事業内容	重要業績評価指数(KPI)
中越文化・観光産業 支援機構 による歴史資源・行政 視察を 活用した広域観光	先駆タイプ (長岡市主導広域 連携事業)	当該機構に属する9市2町1村が文化資源、観光及び行政視察に関するコンテンツの整備、PR等の実施 →三条市の場合 ・地域ブランド推進事業 ・笠堀ダムかさ上げ工事現場見学事業 ・観光環境整備事業、観光施設情報発信事業 ・まちなかにぎわい創造事業 ・伝統的地場産業振興事業 ・スノーアクティビティ推進事業 ・交流イベント開催事業 ・古民家運営事業 ・燕三条工場の祭典事業 ・八十里越関連事業 ・歴史文化事業 ・下田郷の歴史遺産再発見事業	・市内観光入込客数
ものづくり産業の価格 決定力確保 事業	横展開タイプ (三条市単独事業)	・リアル開発ラボ事業 ・コト・ミチ人材活用事業 ・先駆的分野進出支援事業 ・海外販路開拓支援事業 ・金属加工産業維持支援事業	・従業員一人当たりの粗付加価値額が20%以上増加した事業所数 ・市内企業における製造品出荷額の合計
オリンピック・パラリンピック活用 地域活性化首長連合 新虎通り活用事業	先駆タイプ (三条市主導広域 連携事業)	・オリンピック・パラリンピック活用地域活性化首長連合事業 (「旅するマーケット」の実施)	・市内観光入込客数

地方創生拠点整備交付金

【制度趣旨】

本交付金は、地方公共団体が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される施設の新築、増築及び改築等の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、地方の事情を尊重しながら、地方創生に資する施設整備等の取組を進めることを目的とする。

【制度概要】

対象事業に係る地域再生計画及び施設整備計画を作成した上で、内閣総理大臣の認定を受けることで交付金が交付される。

対象事業	交付上限額 (単年度1事業当たり)
未来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する 緊急性の高い施設整備等の事業 ※	0.3～0.6億円程度 (事業費：0.6～1.2億円程度)

※単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なもの

※当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方策が明確にされ、それにより**十分な地方創生への波及効果の発現を期待できる収益施設が対象**（既存施設の増改修に係る経費は対象とするが、単なる修繕や用地取得、造成に係る経費は対象外）

※当該施設における地方創生への波及効果を一層高めるために**必要なソフト事業**については、**全体の事業費の2割までの範囲**であれば、効果促進事業として本交付金による施設整備事業の中で実施可能

三条市の交付対象事業

施設整備計画名	整備内容	平成29年度 事業費（実績）	平成29年度 交付額（実績）	重要業績評価指数 (KPI)
下田地域交流拠点 施設整備計画	当該施設の農産物直売所改修工事として冷凍設備設置工事を行い、粗利の高い笹団子の販売強化に向け、笹団子の冷凍保存による欠品の最少化を図り、売上額の増加を目指す。	340万2,000円	170万1,000円	・市内観光入込客数 ・下田地域交流拠点 施設売上額